

## 論 説

### 中国地方政府の特許業務の動態

楊 和 義  
前 原 洋(訳)

中国の法律は中国大陸、台湾、香港、マカオの4つの法域の法律から構成されているが、本稿では中国大陸の法域に限定し、中国大陸における地方政府の特許業務を研究したい。中国地方政府の特許業務は大分類で分けると、当行政区の特許業務管理機構の設立と、当行政区の地方特許業務規範の制定と、当行政区の特許侵害事件の処理と、当行政区における他人の特許の冒認または特許の虚偽事件の調査および処分と、当行政区への特許出願等の資金援助および奨励と、当行政区における特許法知識の啓蒙・普及活動等の実行という方面に分けられる。

#### 一 中国地方政府の特許業務機構の設立および発展

中華人民共和国政府は改革開放後、1984年に第1次の特許法を制定し、1992年および2000年の改正を経て、今日に至るまで施行されている。中国地方政府の特許業務機構は発展変化の過程にある。特許業務機構を設立した地方政府の等級、職権を基準とすれば、この過程は概ね創生期および発展期という2つの段階に分けることができる。

創生期は、1985年から2000年である。この段階は、中国地方政府の特許業務機構の権力は大きく、特許管理および行政的な法執行の職能と権力を有していた。中国が1984年に制定した第1次の特許法の第60条第1項には「特許権者の承諾を得ることなく特許を実施する侵害行為について、特許権者または利害関係人は特許管理機構に処分を申立てることができ、人民法院（訳注：人民法院は裁判所に相当）に直接提訴することもできる。特許管理機構は処分するにあたり、侵害者に侵害行為の差止めを命じ、かつ損失の賠償を命じる。当事者は不服がある場合、通知を受け取った日から

3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。期間が満了しても不起訴または不履行の場合には、特許管理機構は人民法院に強制執行を要請することができる」と規定されている。第63条には「他人の特許を虚偽表示した場合には、本法第60条に定めるところにより処分する。情状が深刻な場合には、直接の責任者に対し、刑法第127条の規定に照らし刑事処分を追究する」と規定されている。当時、このために特許管理機構は特許侵害事件を処分する権利を有するよう規定されていたが、その理由としては法院の審判能力が弱く、同時に「特許権紛争の処分は専門性が高い作業であることを考慮し、行政管理部門、すなわち特許管理機構が処分の権利を有すべきである」ということがある<sup>1</sup>。1992年に特許法を改正した際に第60条第1項は修正していないが、特許詐称に対する処罰の規定を加えている<sup>2</sup>。

中国地方政府には1984年以前において特許業務の主務機構はなかったが、1984年8月、当時の国家経済委員会、国家科学技術委員会、労働人事部、中国專利局が連合して《全国に特許業務機構を設置することに関する通知》<sup>3</sup>を發布しており、地方政府に特許業務機構を設立し、地方政府における特許権の管理と保護の職務を履行する運びとなった。1985年の特許法実施細則によれば、当時の特許管理機構は國務院が関係する主管部門、省、自治区、直轄市、開放都市および経済特區政府に設立した特許管理機関を指している。2000年に中国が特許法を改正する前には、中国地方政府の特許業務機構はこれに基づき設立され、多くは科学技術庁または科学委員会の下部所属の二級機構、つまり「処」級の機構として存在していた。その職権には、1 具体的な行為が特許権に対する侵害を構成するか否かを認定する；2 認定された特許権侵害の行為に対する侵害の差止めを命じる；3 特許権に対する侵害により相手方に損失を与えた場合には侵害者への賠償を命じる；4 他人の特許の虚偽表示、特許の詐称事件を調査および処分する；5 効力が生じつつも当事者が履行を拒んだ法的文書の強制執行を法院に要請する、がある。

発展期は、2000年以降である。周知のとおり、中国は2001年に世界貿易機関(WTO)に加入したが、加入前においては、中国における一部の法律はWTOの規定に合致しておらず、この問題を解決するため、つまりWTOに加入し法律条件を形成するために、中国政府が行った作業の1つが2000

年における特許法の改正である。

2000年改正後の特許法の規定によれば、地方政府の特許業務を管理する部門の特許権侵害に対する職権に変化が生じている。1 特許業務を管理する部門には侵害者に賠償を命じる権力はなく、当事者間における賠償の問題については当事者が請求を提出し相手の当事者に異議がない前提のもとで、調停を行う；2 当事者が行政訴訟を提訴する期間が従来の3ヶ月から15日に改められ、具体的な行為が権利侵害を構成するか否かの認定争議に対する当事者による訴訟は行政訴訟となることが明確に規定された；3 当事者が、具体的な行為が権利侵害を構成するか否かで特許業務を管理する機構の認定に同意せず人民法院に行政訴訟を提訴したとき、法院の最終審判により特許業務を管理する部門が権利侵害を構成しない行為を権利侵害行為と誤審認定し損失を与えたと認定された場合、その部門は敗訴の責任、最悪では賠償等を負うこととなる。

2002年12月28日改正後に公布された現行特許法実施細則第78条には「特許法および本細則に言う特許業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び特許業務量が大きく、実際の処理能力を有する、区が設置されている市の人民政府が設置する、特許業務を管理する部門を指す」と規定されている。したがって、中国における「特許業務を管理する部門」は特定の意味を含む専門用語である<sup>4</sup>。

2000年以前、中国の省級地方政府のいずれにおいても特許業務機構がすでに設置されていたが、この後、中国地方政府の特許業務機構の設立は主に地県級に集中し、現在は、地級機構での設立の初期段階ならびに改善の最中にあり、県級機構はなおも設立と摸索の段階にある。現在、全国ではすでに31の省、自治区、直轄市に副庁級または庁級の知識産権局の特許業務機構が設けられている。筆者の収集した資料の統計によれば、全国には128の地級の特許業務を管理する部門がある。県級の特許業務機構の数については政府側の統計資料を目にしておらず、筆者も全面的な資料の収集には至っていない。

上記から理解できるように、2000年の特許法改正案が通過した後、中国地方政府の特許業務機構には重要な変化と進展が生じている。

特筆すべきは、中国において、県以上の地方政府で特許業務を担うのは知的財産権部門であるが、しかしながら、特許の保護を行う地方政府部門

は知的財産権部門のみならず、公安、品質管理、税関、工商、教育等のその他数多くの部門も含まれるということである。実際、日本国特許庁はこのことを認識している<sup>5</sup>。

## 二 中国地方政府の特許業務規範の制定状況

中央政府の国家法治の方針に基づき、各地方政府は法に基づく特許管理行政を重視し、関係する地方法規と地方規則を積極的に制定している。

中国地方政府が制定した特許業務に関する地方法規および規則には下記する数種類の形態がある。1 総合的な地方特許業務規範、その内容は全面的であり、当地特許業務の全局に及び、法律表現形式は多分に地方法規であり、名称は一般的に《特許保護条例》とされており、筆者の収集した材料統計によれば、特許を保護する地方法規をすでに制定した省、直轄市、自治区は21あり、地級市ではアモイ、武漢市、連雲港、寧波、瀋陽、貴陽等で、例として《貴陽市特許業務管理暫定弁法》がある；2 特許紛争の調停、他人の特許の虚偽表示および特許詐称紛争の調査処分に関する地方規則または地方部門規則の制定では、上海市、広州市、深圳市等が特許紛争を処理する専門の部門規則を制定している。例えば《上海市特許紛争の処理および調停規定》、《広州市における詐称および他人の特許の虚偽表示行為を調査処分する実施弁法》等である<sup>6</sup>；3 特許出願等を奨励する地方規則または地方部門規則の制定では、具体的な方式は省級政府または地県級政府を通じて政府規則を制定もしくは公布、または本級の特許業務機構を通じて地方部門規則を公布する。例えば上海市政府、北京、広州、深圳、柳州、南寧、上海市の普陀区等の政府部門が特許出願に資金援助および奨励する規定を制定するものである。

## 三 中国地方政府の特許権侵害事件に対する処理

現行の規定によれば、特許業務を管理する部門が特許権侵害行為を処理する際における職権は次の4項目である。1 権利侵害行為に対して行政認定を行う；2 認定された権利侵害行為に対して侵害の差止めを命じる；3 侵害行為により生じた損害賠償額について調停を行う；4 効力が生じつつ

も当事者が履行を拒んだ法的文書の強制執行を法院に要請する。しかし、制限は更に多くしかも実質的なものである。1 自発的に特許権侵害事件を処理することはできず、特許権者または利害関係人が申立てした後に始めて事件として受理し処理するにとどまる；2 特許業務を管理する部門自体に強制措置を採る権力はなく、すでに権利侵害の差止めが命じられつつも侵害の停止を拒む者に対しては、部門は人民法院に強制執行を要請する必要がある；3 当事者が申立て受理した特許紛争を処理している間、その下した侵害行為および権利侵害行為の差止めを命じると認定した決定に、もし当事者が不服であり行政訴訟を提訴した場合、具体的な行政行為を執行した特許業務を管理する部門には敗訴の危険性がある。もし法院の審理を経て、特許業務を管理する部門の決定が誤りであり当事者に損失を与えたと最終的に認定されると、国家賠償法の規定に基づき、決定を下した特許業務を管理する部門は賠償責任を負うこととなる。行政管理機構に対して行政成果を審査する状況下で、この責任を負う意思があるか否か、業務が積極的であるか否かは未知数である；4 他人の特許権を侵害したとすでに認定された行為に対しては、賠償面では調停を行うにとどまり、改正草案で規定する賠償を命じるものではない<sup>7</sup>。

特許紛争に対する調停については、被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出しない、または意見陳述書中に調停を受け入れないと表明している場合には、特許業務を管理する部門は立件することなく、請求人に通知する。当事者にとっては、前段階で侵害と認定され、賠償額についての調停に不満または調停が成立しない可能性がある場合、法院で賠償額を確定させなければならないので、当事者は、行政調停行為は直接の法院への起訴に比べて効率は悪く、やはり更に効率の良い法院に直接起訴した方がよいと考えるであろう。通常、当事者は簡単さを捨てわざわざ繁雑さを求めるようなことはしない。現行特許法の特許業務を管理する部門の特許紛争、特に権利侵害の処理に関する規定では、その権力が大きく制限され、更に多くの案件が法院に集中しかねない。当然のことながら、これは正に制度設計の初志であり、その目的はTRIPsの規定との一致である。

中国では、数々の原因から、特許業務を管理する部門は依然として多くの特許権侵害の事件を受理し処理している。しかし、特許業務を管理する部門が持つ特許権侵害紛争処理の職権および機能が弱化していることに

鑑みれば、特許業務を管理する部門が受理する特許紛争事件の増え幅は明らかに鈍化している。2001年、中国における特許業務を管理する部門は977件の特許紛争を受理し、888件が結審している。受理した事件中、権利侵害紛争が924件、権利帰属の紛争が23件、その他紛争が30件となっている。2002年、全国の特許業務を管理する部門は1,442件の特許紛争を受理し、1,291件が結審している。受理した特許紛争事件中、権利侵害紛争が1,390件、権利帰属の紛争が29件、その他紛争が23件となっている。2003年、全国の特許業務を管理する部門が受理した特許紛争事件は1,517件、結審は1,237件であった<sup>8</sup>。同時期に、司法機関が受理した特許案件を含む知識財産権の案件は大幅に増加している。最高人民法院の統計によれば、2000～2003年、全国の地方法院は合計23257件の知的財産権の民事一審事件を受理しており、そのうち特許事件は7208件であった<sup>9</sup>。したがって、筆者は、一時期の後には、現特許業務を管理する部門が特許権侵害紛争処理から退く可能性が存在しており、少なくとも受理する権利侵害紛争事件は更に減少するだろうと考える<sup>10</sup>。

ある中国の学者は、行政措置により特許権を保護することが中国特許保護の特徴または特色であると指摘している。「行政処分は我が国の知的財産権の管理および保護の一大特色となっている」<sup>11</sup>、「我が国は特許の行政保護と司法保護の二重体系、いわゆる『二重軌道制』を確立した。特許の行政保護は我が国特許保護の特色と認識されている」<sup>11</sup>。「行政主管機関は特許権侵害紛争を処理できるとの我が国特許法の規定は、我が国特許法の特徴の1つであるが、我が国独自の制度ではない」。「我が国で特許制度が実行される以前に、すでにイギリス、ハンガリー等一部の国でも権利者の権利保護および費用削減の便宜のために、法律中において特許管理機構が権利侵害紛争を処理する能力を付与している<sup>12</sup>。また、ブラジルでは1997年に外国特許に対して「行政保護」を行っている<sup>13</sup>。

WTO 設立以来すでに130もの加盟国を擁し、進展は速い。WTO 協定の一部としての TRIPs は知的財産権の保護の以前の条約、協定に大きな変化をもたらしており、そのうちの1つが知的財産権に対する行政保護に関して規定する内容である。WTO の加盟国は TRIPs を無条件で実行しなければならぬため、現在の WTO の130余りの加盟国のいずれもが、税関保護などの特許権に対する行政保護措置および制度を確立しているものと

考えられる。中国はすでに WTO の加盟国であることから、勿論のことその義務を履行することになる。いわゆる特色または特徴とはある事物が独自に備えるこの事物が他の事物の存在と異なることを指す。この意義から言えば、特許に行政保護を提供することが中国の特色または特徴であると言うには不十分であり今後そのように言うことはできない。当然、WTO 加盟国の間で規定を実行するにあたり実行状態の良し悪しの格差はある。

#### 四 中国地方政府による冒認特許および特許虚偽表示に対する調査および処分

冒認特許は私的利益と公益を犯す行為である。冒認特許は法律の規定に基づき以下の3つの責任をそれぞれ負うことになる。1 特許法および民法通則の規定により行為の停止、損害賠償の責任を負う；2 行政責任、具体的には特許業務を管理する部門は改善を命じ、告示し、違法所得を没収し、違法所得の3倍以下の罰金に併せて科することができ、違法所得がない場合には5万元以下の罰金に処することができる<sup>14</sup>；3 犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。中国の現行刑法の規定では「他人の特許を虚偽表示し、情状が深刻な場合には、3年以下の有期徒刑または拘留に処し、併せてまたは単独で罰金に処す」となっている。単位が本条規定の罪を犯した場合、単位に対して罰金を言い渡し、併せてその直接責任者である管理者またはその他直接責任者に対して本条の規定に基づき処罰する。

非特許製品を特許製品と、非特許方法を特許方法と偽ることは特許管理制度に対する侵害および違反である。したがってこれは冒認特許と異なり、その犯した客体は国家の特許管理秩序および取引相対者の利益、すなわち公益および私的利益である。中国の法律の規定によれば、非特許製品を特許製品と、非特許方法を特許方法と偽った場合、特許業務を管理する部門は、改善を命じ、告示し、5万元以下の罰金に処することができる。

現行の規定によれば、他人の特許の虚偽表示または特許虚偽表示の行為は特許業務を管理する部門が調査し処分する。特許業務を管理する部門には専門の機構を設置または専門の人員を配置し、特許権侵害の処理、特許紛争の調停、冒認特許および特許の虚偽表示特許の詐称行為を調査および

処分する。事件の担当者は国家知識産権局の発行する特許行政の法執行の証書を所持している。事件担当者が公務を執行する際には厳格に着装しなければならないとあるが、ここの「厳格に着装」とは統一の着装を指すのか否かは明確ではない。広州市ではかつて統一の着装で行政の法執行を行い<sup>15</sup>、多くの地方にこれを倣うことを促したが、國務院が批准し公布した統一着装部門および人員リストの規定<sup>16</sup>には、特許行政部門は見当たらない。したがって、いずれにせよ、その行政の法執行人員は統一の着装で特許行政の法執行の活動を行うことはできない。

特許法に違反する行為が増加していることに鑑み、中国における数多くの特許業務を管理する部門では、特許違法行為を撲滅するために、行政区を超えた行政の法執行の協力を重視し始めている。2003年には、省間提携の態勢が出現した。河南省では中国中南地区10省市の特許行政の法執行協力機構交流会が開催され、《中南地区特許行政の法執行協力鄭州宣言》を發布するとともに、《集团的特許権侵害違法行為撲滅を展開する特定行動に関する通知》を発行し、典型的な集团的特許権侵害行為を撲滅する特定行動を開始した<sup>17</sup>。北京、雲南、寧夏自治区および深圳等は上海にて《省間特許行政保護協力の法執行協定》、《省間特許行政の法執行協力制度》および《全国連合の法執行機構プラン》を討論し、会省、直轄市、自治区の代表との間の協議で「省間特許行政の法執行協力機構」を制定し、《省間特許行政保護協力の法執行協定》に署名した<sup>18</sup>。

統計資料では、中国における特許業務を管理する部門が調査し処分した冒認特許および特許の虚偽表示の状況は次のとおり示されている。2001年には413件の特許詐称を立件し調査処分し、2002年には177件の冒認特許を立件し調査処分し、1,679件の特許の虚偽表示を立件し調査処分し、2003年には1,873件の特許の虚偽表示を立件し調査処分し、164件の冒認特許を立件し調査処分した。

中国における特許業務を管理する部門は、冒認特許および特許の虚偽表示の大量の事件を調査処分しており、特許権者の権利の保障および中国特許制度の効率的な運用に対して間違いなく積極的に重要な作用を有していると理解できる。

## 五 中国地方政府における、特許権取得、維持および特許技術成果の産業化に対する支援

中国の特許制度が確立されてからの時間は決して長くなく、そして経済、文化的背景等の原因により、中国における数多くの科学技術成果は本来ならば特許出願できるものが特許出願されておらず、これは発明者または国家にとっても、所属単位を問わず大きな損失となった。例えば中国で著名な「863」工程では、国家は大量の資金を投じたものの、特許出願したものは僅かに1600余りに過ぎない。一部の単位または発明者は出願費用を捻出できないことから特許出願を放棄、または年納付を放棄したことで特許権が消滅している。一方では、中国が自主的な知的財産権を有する特許状況に当局はかなりの関心を抱いている。国外特許は今日発展の最も急速であるハイテク技術分野において絶対的な優位性を占めており、通信分野では93%、半導体チップの分野では90%、超伝導材料分野では75%、ハイビジョンカラーテレビ分野では90%を占め、医薬分野の西洋医薬特許ではほとんど全てが外国特許となっている。2002年、中国の発明特許付与中において、本邦人の所有は0.6万件、外国人の所有は1.6万件となっており、本邦人の所有数量はわずかに外国人の37.6%であった<sup>19</sup>。「多くの業種および企業における核心的技術および重点設備は基本的に国外に依存しており……特に自主的な知的財産権を有する技術に欠け、産業技術の空洞化の危険が存在している」<sup>20</sup>。このような状況は知識経済の大きな趨勢に違ふことになり、中国が実施する科学教育立国の戦略に深刻な制約を招く。

上記に鑑み、中国においては、多くの地方政府が当地経済の知識経済への転換を推進し、特許出願、維持、実施の資金援助として一定の資金を投入することにより、当地経済の競争力を高めている。例えば上海市では、当市の単位または個人の特許出願を資金援助するための知的財産権特定経費を計上するよう規定している。各区県政府では当区県の知的財産権業務を推進するための対応する特定経費を計上しようとしている。陝西省では、省および区が設置される市の人民政府は特許資金援助資金を設け、当行政区域内の条件適格の単位、個人の特許出願または実施を資金的に援助すべきであると規定している。広東省では2000年9月に《発明特許出願費用資金援助の暫定弁法》を制定し、その後2003年9月に改正し、北京市

では《特許出願資金援助奨励弁法》(試行)を制定し、深圳市では《深圳市特許出願資金援助管理弁法》を制定しており、上海市普陀区では2004年1月1日から、普陀区内における特許を出願する単位および個人は科学技術経費の資金援助(補助)を得ることができるようになっており、特許出願(権利化)の補助額は意匠では800元/1件、実用新案では1000元/1件、発明特許では3000元/1件となっている。

人々の発明創造への積極的な取り組みと、積極的な特許出願を推進するために、多くの省、直轄市、自治区の地方政府の規定においては、特許の出願および維持状況を省級以上の奨励、部門年度考査、重要科学研究計画の課題完了、国家または省級サイエンスパークの申請を評定する重要指標とすること要求しており、ある省、直轄市、自治区、例えば雲南省では特許業務の状況を関連人員の年度考査の指標の1つとしている。一部高等教育機関では特許出願を、更に1レベル高い技術職務の申請と評価導入の重要条件の1つとしている。

数多くの省、自治区、直轄市および県地方政府の特許業務に対する資金投入(当然国家の積極的推進を含む)を通じて、2003年、中国では発明特許の出願数が16年来初めて実用新案の出願に迫り、発明特許の出願が昨年に比較して31.3%増加し、実用新案及び意匠を遥に上回った。発明特許の国内出願数が8年来始めて国外からの出願を超え、2003年における発明特許の国内出願は5.7万件、国外からの出願は4.9万件となっている。国内発明特許の職務出願は34,731件に達し、2002年に比べて53.2%増加し、実用新案および意匠の職務出願の増加速度(それぞれ23.3%および8.8%)を上回っている<sup>21</sup>。

産業化が実現していない特許権は一種の資源であり、産業化が実現した特許権は一種の資本であり、資源は開発が待たれ、資本は投資者に利潤を生み出す。特許制度確立の目的は特許権を保護して、棚に上げて放置するということではなく、特許権を取得した発明創造を生産により産業化を実現し、利潤を生み出すことである。

中国各地の地方政府は発明者の積極的な特許出願を鼓舞する以外に、さらに特許成果の産業化を力をあげて推進している。例えば上海市政府による《当市における知的財産権業務の更なる強化に関する若干の意見》では、企業特許権を所有する単位が特許技術の譲渡または他人による実施を許

可した後、収益納税後に30%以上を発明者または考案者の報酬として抽出することができるよう規定されている。特許権を所有する単位が発明または実用新案特許を実施した後、発明者または考案者に報酬として、特許権の存続期間内の毎年、発明特許または実用新案特許の実施所得の納税後収益中から5%以上を、または意匠特許の実施所得の納税後収益中から1%を抽出し、または上記比率を参考し、発明者または考案者に報酬を一括で支給することができる。高等教育機関、科学技術研究院が準備する知的財産権特定資金は、当単位による知的財産権の出願、維持および実施に用いる。知的財産権がもたらす効果および利益は、発明者およびその所属単位が共同で分配する。発明特許技術の譲渡を実施した場合、発明者は収益納税後に50%以上の報酬を抽出することができ、または技術の提供の見返りとして株をもらい、特許技術産業化計画の投資を呼び込んでもよい。

また例えば甘粛省の《特許保護条例》では、特許権を付与された企業事業単位が特許権の存続期間内に発明特許を実施した後、毎年、当該発明特許または実用新案特許の実施所得利潤の納税後から5%以上または当該意匠特許の実施所得利潤の納税後から1%以上を抽出し、報酬として発明者または考案者に支給しなければならない、または上記比率を参考し、発明者または考案者に報酬を一括で支給しなければならない、と規定されている。特許権を付与された企業事業単位がその他単位または個人にその特許の実施を許可した場合、当該特許の実施許可により徴収した実施料の納税後から20%以上を抽出し、報酬として発明者または考案者に支給しなければならない。特許発明者または考案者への奨励、報酬としては、現金、株式、株式収益または当事者で取決めたその他方式で支給でき、支給の時期、方式は双方の当事者で取決めできる。

## 六 中国地方政府による特許知識の啓蒙・普及活動

特許知識の啓蒙・普及活動の実行は中国地方政府の各特許業務機構が行う業務の重要業務の1つである。それは具体的に以下に示すような方式を通じて実行される。まず、人員の養成を行うもので、養成の重点は主に党政指導幹部、企業管理者および技術者に重点がおかれる。一部地方では学生も養成の範囲に組み込まれている。人員の育成を通じて、人々の観念を

変え、特許権を含む知的財産権保護を重視し、自己の権利を保護し、他人の権利を尊重するものである。次に、特許に関する各種宣伝および無料相談の活動を展開し、人々のために法律に関する知識および法律サービスを提供する。WIPO が知的所有権の日を定めて以来、各地では4月26日前後に集中して、知的財産権、工商、税関、版權、公安、檢察、法院などの部門が連合して知的財産権に関する大規模な宣伝週間、宣伝月間等の宣伝相談の活動を展開しており、各種メディアでも関連するニュース内容をリアルタイムで報道し、一部の法科大学でも関連の宣伝活動が展開されている。しかも、宣伝の展開に伴い、参加する部門および単位はますます増加しており、活動の品質も高まってきている。関連するウェブサイトを立て、特許に関する知識および動態を紹介している。3つ目に、企業のために技術援助と法律援助を提供する。これは主に特許に関する民間の協会を通じて専門家をまとめて、企業内に派遣しサービスを提供するものがあり、重慶市等が例として挙げられる。北京、上海では特許を含む知的財産権の業務状況を外国企業に報告するとともに、彼等から意見を募っている。

## 七 中国地方政府の特許業務の今後解決すべき主な課題

中国地方政府における特許業務はまさに発展時期にあり、数多くの業務については注意、研究および解決が必要で、次のようなものが現時点で必要と思われる。

1 法律規範間の競合には解決を切望する。特許法第58条および第59条の規定については既述したが、広東省の第9回人民大会第12次会議で通過し、1999年11月1日から施行されている《広東省における偽造悪質商品の製造および販売の違法行為の調査処分条例》(当該規定が改正または廃止されという資料を筆者は入手していない<sup>23)</sup>の第7条には、特許の虚偽表示された商品は一種の偽造悪質商品であり、行政の法執行部門が法により事件を調査処分する際、偽造悪質において重大な嫌疑がある商品および関係する原材料、半製品、工具、設備を封印、押収でき、罰金は5倍以下または20万元以下と規定されているが、罰金を科す限度は明らかに国家法律の規定を超えている。学理上からは、このような複雑な行政違反行為を地方法規中で処罰を規定する際に、重い刑罰を採るのは過度であると非難できない

と解釈され、しかも、最高人民法院、最高人民檢察院の《偽造悪質商品の生産、販売の刑事事件を処理する具体的な法律運用の若干問題に関する解釈》における第11条にも「偽造悪質商品の生産、販売を実行する犯罪で、同時に知的財産権の侵害、不法経営等のその他犯罪を構成する場合、処罰の重い規定により処罰を決定する」<sup>23)</sup>と規定されているものの、これでは法律上の矛盾が生じてしまう。またさらに、例えば上海市政府が2003年に制定した《当市における知的財産権業務の更なる強化に関する若干の意見》規定において使用しているのは「企業特許権の所有単位」という用語であるが、2000年に特許法ではこの規定がすでに改正され、現行特許法の特許所有者に用語は見られず、しかも、国有企業単位を「特許所有者」から「特許権者」に改正したことは2000年における特許法改正の重大変化の1つと認識されている。この種の地方法規、地方規則と法律規定との不一致は早急に是正しなければならない。

2 県級地方政府特許業務機構の職権の差異は大きく、研究および科学の根底からの位置付けが待たれる。特許法実施細則の規定によれば、特許業務を管理する部門には条件制限があり、県級特許業務機構の地位と職権には規定がなされていない。一部省、市、自治区では地方立法中にてその行政の法執行権を付与しており、例えば陝西、寧夏、貴州、雲南、甘肅、武漢等では、県級特許業務機構は当行政区における関連する特許保護および管理業務の責務を負う、と規定されている。この種の規定は立法法の規定に符合するものである<sup>24)</sup>。県級政府における特許業務を管理する機構の職権を如何に確定するか、これは研究および科学に深く踏み込み解決する必要がある。

3 職務発明をなした者の報酬および報奨金を如何に確定すれば妥当か。2000年の特許法実施細則には職務発明の奨励および報酬の問題が別に章として規定されており、中国の中央政府のこの問題に対する関心度の高さが窺える。その規定とは下記のとおりである。特許権を付与された国有企業事業単位は発明者または考案者に報奨金を支給しなければならず、1つの発明特許の報奨金は2000元以上であり、1つの実用新案特許または意匠特許の報奨金は500元以上である。特許権を付与された国有企業事業単位は特許権の存続期間内に、発明創造の特許を実施した後、毎年、当該発明または実用新案特許の実施により得られる利益について納税後2%以上

を、または当該意匠の実施により得られる利益について納税後0.2%以上を抽出し、報酬として発明者または考案者に支払わなければならない。または上述の比率を参考にして、発明者または考案者に報酬を一括で支給することができる。特許権を付与された国有企業事業単位が他の単位または個人にその特許の実施を許可する場合、当該特許の実施許可により徴収した実施料から納税後10%以上を抽出し、報酬として発明者または考案者に支払わなければならない。本章の報奨金と報酬に関する規定は、中国の他の単位はこれを参照して実施することができる。

しかし、具体的な実施においては、各省、直轄市、自治区には相違が見られる。例えば既述の上海、甘肅省等がそれである。確かに法律上で言えばこれら地方の規定は違法ではなく、すなわち特許法実施細則の規定に違反していないものの、如何に各方面の利益を効果的に調和していくか、これもまた真剣な研究が待たれる問題の1つである。生産行為は商業行為であり、商業行為における如何なる要素も収益が必須となるが、もしこれがない場合には誰も商業投資を行わなくなる。どのような生産でも実行中には生産要素を投入する必要がある、如何なる投入要素も生産過程において不可欠な要素である。これら要素の全てが純利益を生み出す一部要素であるもので、その一部の要素が欠落すると、生産が行われることができず、利潤も生み出されないこととなり、利潤がなければ利潤の分配も始まらない。よって、特許権を含む各種生産要素を総合的に考慮し、その価値増加における作用を研究すべきであり、すなわち、価値増加における地位および貢献度を研究することにより、各種生産要素の純利益中における分配額を確定することがより妥当なものであるかもしれない、と筆者は考える。

4 地方各級政府、特に地県級政府の特許業務機構の人員養成。人的要素は法律の執行において大変重要な作用となる。中国の現在における地方政府の特許業務機構の人員構成、特に地県級特許業務機構の人員構成を見るに、長短不揃いで、彼等の専門的素養および法律執行の能力を全体的に向上させるためには、彼等に対して積極的に大規模な人員養成を施し、これにより法律の効果的な実施を保障する必要がある。

まとめると、中国地方政府における特許業務について各省級地方政府の特許業務を管理する部門の構造は整っており、重視の程度は高まっており、地方立法および地方規則は絶えず制定および整備が行われ、機構の設立お

よび運営は徐々に県にまで拡充しているが、迅速な整備と、機能の迅速な強化が待たれている。中国経済の発展水準に一致するように、中国地方政府の特許業務状態は東部が西部に勝っている。発展過程にある中国地方政府の特許業務に存在する種々課題は、即時的な研究および解決が必要となっている。

訳者注記：

本翻訳文においては、中国の政府機関等の固有名称は原則的に原文のままとしている。法律、条例、規則等の名称は適宜訳出している。

また中国の各種システムに通暁していない読者への注記として以下を提示する。

特許：原文では全て「専利」となっている。「専利法」とは日本の特許法の発明、実用新案法、意匠法を包括した法概念であるため、本来であれば「専利」とし両者の概念的格差を表すべきであるが、多分にして馴染みの薄い用語のさらいがあるため、便宜上本翻訳文では「特許」として統一してある。なお、発明特許、実用新案特許、意匠特許という訳文も見られるが、これも原文にある「専利」を機械的に付加したにすぎない。

単位：本翻訳文における「単位」とは中国における行政システムの1つで、人民の「生活共同体的ユニット」という性質がある。日本には相当するものが見当たらないため、原文のままとしている。

法院：裁判所に相当する。本翻訳文では原文のままとしている。

弁法：「弁」は原文では「辛力辛」という字であるが、「弁」の字を当てるのが一般化しているものと考えられるため、本翻訳文では「弁法」としている。

<sup>1</sup>：全国人民代表大会法律委員《中華人民共和国特許法〈草案〉審議結果の報告》について、〈北京〉《中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会会報》1984年第1号21ページ

<sup>2</sup>：第63条に一号増やし第2号としており、その規定は「非特許製品を特許製品と虚偽表示し、または非特許方法を特許方法と虚偽表示するものは、特許管理機関は虚偽表示行為の停止、公開訂正を命じ、かつ罰金に処する」となっている。

<sup>3</sup>：張耀明著《特許法のこのような改正における解釈の一説》〈北京〉中国人民大学出版復写センター《民商法学》2001年第5期3ページ。

<sup>4</sup>：張耀明著《特許法のこのような改正における解釈の一説》〈北京〉中国人民大学出版復写センター《民商法学》2001年第5期4ページ。



<sup>5</sup> : 2000年、日本の特許庁国際課が発行した《中国における模倣品取締り対策に関するお知らせ》中には以下のような内容が見られる。日本政府から中国政府への要請 平成12年10月13日の日中首脳会談において、森総理から朱総理へ模倣品問題の改善の要請がなされた。全国模倣品排除協調グループを組織する。中国は国家経済貿易委員会、公安部、国家烟草専売局等の14部門で構成し、中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、武装警察総司令部の参加を招待した。事務局は国家質量技術監督局に設けられた。各省、自治区、直轄市は取締り実施の責務を負う。各地には取締りチームを設立し、指導者1名を確定する。同時に「日中経済協会知的財産権室長」関和郎の中国における電話を公開した。奇妙なことは中国知識産権局が参加していないことである。(日本)《AIPPI》2000第45巻第11号72ページから73ページを参照。

<sup>6</sup> : 地方法規および地方規則、地方部門規則に関しては以下のサイトで見ることができる。http://www.szip.org.cn/xgfg/xgfgqt22.htm

http://www.szip.org.cn/xgfg/xgfgqt21.html

http://www.szip.org.cn/xgfg/xgfgqt23.html

http://www.sipo.gov.cn/sipo/dfzscqdt/dfzscqdt\_shanghai/zcfg/t20031231\_23954.htm

http://www.sipo.gov.cn/sipo/dfzscqdt/dfzscqdt\_shanghai/zcfg/t20031231\_23953.htm

http://www.gygov.gov.cn/zhenwu/02zfl/03-2-21i.htm

<sup>7</sup> : 中国国家知識産権局局長の姜穎が2000年4月25日に第9回全国人民大会常務委員会第15次会議にて行った「《中華人民共和國特許法改正案(草案)》に関する説明」(北京)《中華人民共和國全国人民代表大會常務委員會會報》2000年第5号505ページ。

<sup>8</sup> : 本稿における中国地方政府の特許業務を管理する部門が処理した特許権侵害事件、調査処分した他人の特許の虚偽表示および特許詐称の事件の統計データはいずれも次が出所である : http://www.sipo.gov.cn

<sup>9</sup> : 大法官 曾建明 中国における知的財産権司法の保護水準の向上に努力する—最高人民法院副院長 曾建明に伺う。http://www.chinaiprlaw.com/spxx/spxx359.htm

<sup>10</sup> : 筆者に近い観点は次のものである。「現在、特許行政管理部門は、特許紛争事件における当事者からの処理の請求を受理でき、侵害行為の停止を命じることができ、裁判所に強制執行を要請することができ、さらに当事者の請求に応じて特許権侵害の賠償額について調停することができる。したがって、特許行政管理部門は、依然として司法機関の補助機関としての役割を果たしている」。劉新雨著《中国のWTO加盟に伴う知的財産権制度の変化と展望》、(日本)《特許研究》2002年第34巻60ページ。

<sup>11</sup> : 馮曉青 劉淑華著《知的財産権の私権属性およびその公権化の趨勢への試論》、(北京)《中国法学》2004年第1期第65ページ。張耀明著特許法のこのような改正における解釈の一説》(北京) 中国人民大学出版物複写センター《民商法学》2001年

第5期3ページ。

<sup>12</sup> : 李燕著《我が国の特許権の行政保護および司法保護関係の調整への試論》、(山東)《濰坊高等専門学校学報》1999年第3期22ページ。

<sup>13</sup> : 鄭成思著《21世紀の知的財産権研究の展望》、(北京)《中国知識産権報》1999年8月27日第2版。

<sup>14</sup> : 2001年中国最高人民法院《特許紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定》の第19条には、「他人の特許を虚偽表示した場合、人民法院は特許法第58条の規定に基づいて民事責任を追及することができる。特許業務を管理する部門が行政処罰を科さなかった場合、人民法院は民法通則第134条第2項の規定に基づいて民事制裁を科すことができ、民事罰金の金額は特許法第58条の規定を参照して確定することができる」と規定されている。(北京)《中華人民共和國最高人民法院公報》2001年第4期131ページ。

<sup>15</sup> : 《広州市知識産権局服務承諾制度》第5条には「法執行の人員は公務執行において統一の着装をし、行政の法執行の証を携行し、規定手続および要求を厳格に遵守し、法執行人員の良好なイメージを構築しなければならない」と規定されている。http://www.gzipo.gov.cn/article/Article\_Show.asp?ArticleID=516

<sup>16</sup> : http://news.sina.com.cn/o/2004-06-17/06412827894s.shtml

<sup>17</sup> : http://www.sipo.gov.cn/sipo/ywdt/yw/t20040526\_29422.htm

<sup>18</sup> : 《特許行政保護業務にまた新たな措置》:

http://www.sipo.gov.cn/sipo/dfzscqdt/dfzscqdt\_shanghai/zscqdt/t20031230\_23278.htm

<sup>19</sup> : 《順徳會議にて示された我が省企業の知的財産権業務の喜びと憂い》、作者 莫瑤江、文章は以下を参照のこと : http://www.gdipo.gov.cn/200208/0007.htm

<sup>20</sup> : 国家知識産権局局長 王景川の全国特許業務会議上での、我が国知的財産権業務に存在する6大問題の発言。http://www.chinaiprlaw.com/yycj/yycj88.htm

<sup>21</sup> : [http://www.sipo.gov.cn/sipo/zcl/zscqbhzk/t20040603\\_29733.htm](http://www.sipo.gov.cn/sipo/zcl/zscqbhzk/t20040603_29733.htm)

2003年中国国内外の3種類の特許出願受理状況年表 単位: 件

国内外に 応じて 段階	合計		発明		実用新案		意匠		
	出願数	割合	出願数	割合	出願数	割合	出願数	割合	
合計	小計	308487	100.0%	105318	100.0%	109115	100.0%	94054	100.0%
	職務	157488	51.1%	81495	77.4%	35120	32.2%	40873	43.5%
	非職務	150999	48.9%	23823	22.6%	73995	67.8%	53181	56.5%
国内	小計	251238	100/81.4	56769	100/53.9	107842	100/98.8	86627	100/92.1
	職務	102456	40.8%	34731	61.2%	34044	31.6%	33681	38.9%
	非職務	148782	59.2%	22038	38.8%	73798	68.4%	52946	61.1%
国外	小計	57249	100/18.6	48549	100/46.1	1273	100/1.2	7427	100/7.9
	職務	55032	96.1%	46764	96.3%	1076	84.5%	7192	96.8%
	非職務	2217	3.9%	1785	3.7%	197	15.5%	235	3.2%

[http://www.sipo.gov.cn/sipo/tjxx/gnwszslsqslzknb/2003/t20040115\\_24582.htm](http://www.sipo.gov.cn/sipo/tjxx/gnwszslsqslzknb/2003/t20040115_24582.htm)

2003年中国国内外の3種類の特許権利付与状況年表 単位: 件

国内外に 応じて 段階	合計		発明		実用新案		意匠		
	付与数	割合	付与数	割合	付与数	割合	付与数	割合	
合計	小計	182226	100.0%	37154	100.0%	68906	100.0%	76166	100.0%
	職務	93828	51.5%	31744	85.4%	24506	35.6%	37578	49.3%
	非職務	88398	48.5%	5410	14.6%	44400	64.4%	38588	50.7%
国内	小計	149588	100/82.0	11404	100/30.4	68291	100/99.1	69893	100/91.8
	職務	62368	41.7%	6895	60.5%	24008	35.2%	31465	45.0%
	非職務	87220	58.3%	4509	39.5%	44283	64.8%	38428	55.0%
国外	小計	32638	100/18.0	25750	100/69.6	615	100/0.9	6273	100/8.2
	職務	31460	96.4%	24849	96.5%	498	81.0%	6113	97.4%
	非職務	1178	3.6%	901	3.5%	117	19.0%	160	2.6%

[http://www.sipo.gov.cn/sipo/tjxx/gnwszslsqzknb/2003/t20040115\\_24580.htm](http://www.sipo.gov.cn/sipo/tjxx/gnwszslsqzknb/2003/t20040115_24580.htm)

<sup>22</sup> : 中国立法法では、省、自治区、直轄市の人民代表大会およびその常務委員会は当行政区の具体的な状況および実際の需要に基づき、同憲法、法律、行政法規に抵触しないという前提の下、地方性法規を制定することができる。法律の効力は行政

法規、地方性法規、規則を超える、と規定している。

<sup>23</sup> : (北京)《中華人民共和国最高人民法院公報》2001年第3期87ページ。偽造悪質商品の生産、販売を行う犯罪と他人の特許の虚偽表示を含む知的財産権犯罪関係の研究に関する新たな動き、詳細は中国最高人民法院民事審判第三庭の2003年5月起草の《知的財産権刑法保護関係問題の調査研究報告》を参照されたい。報告中における数点の新たな観点は重視するに値する。 <http://www.chinaiprlaw.com/spxx/spxx232.htm>

<sup>24</sup> 中国立法法では、「地方性法規では下記事項について規定することができる。1 法律、行政法規の規定を執行するために、当行政区の実状に応じて具体的な規定事項を規定する必要がある；2 地方性事務需要で制定する地方性法規に属する事項。本法第8条で規定する事項以外、その他事項で国家が法律または行政法規を制定していない場合、省、自治区、直轄市および比較的大きな市は当地の具体的な状況および実際の需要に応じて、地方性法規を先に制定することができる。国家が制定する法律または行政法が発効した後は、地方性法規で同法律または行政法に抵触する規定は失効となり、制定機関は速やかに改正または廃止しなければならない」と規定されている。